

I T A アグラ報告 WG3 契約実務

太田技術事務所代表 太田 義和

開催日時 2008年9月21日、22日

場 所 J Pパレスホテル

参加国 14カ国 日本、フィンランド、ハンガリー、ノルウェー、タイ、英国、ドイツ、
スイス、ブラジル、オーストラリア、5カ国欠席

担当役員 マルチン ナイト氏 (英国)

部 会 長 アーノルドディックス氏 (オーストラリア)

1. 作業部会

1-1 概要

2日間にわたる部会での審議内容は地下空間建設工事における契約実務について、根幹をなすべき契約項目についての各参加者の経験に基づく「契約項目」についての発言がランダムになされそれを分類整理しながら会議が進行した。

この部会での成果は参加国及び関係国において、将来主導的役割を果たすことを最初に確認したうえで会議が進行した。

この部会へはJ T Aとして初参加であり過去には日本からの情報提供は皆無である。この度は筆者が主として海外のコンサルタントを主たる業務としている関係上、過去のコンサルタント業務契約書から下記の代表的な**3種類の契約書**^{*}をサンプルとして提示した。契約金額が小額で単純化された契約書に例 (S I N T E F : ノルウェー科学技術研究所)、中規模の契約書例 (T N O : オランダ科学技術研究所)、正規契約書例 (世界銀行での建設コンサルタント業務)。

注) *3種の契約書は当協会の書庫に保管し、会員が自由に閲覧できます。

会議を通して明らかになった重要な点は企業者 (発注者)、請負者 (契約者) 双方が契約実務において円滑な業務実施が可能な契約形態を模索し、適切な契約書とすることにある。

部会として新規の契約書地下工事に関する新契約文書案(新提案書)を編集することとし、別添 (1-2項) の記載すべき基本的な重要項目について国際的共通認識の得られる内容を目指す。

将来はこの新提案書が国際的妥当性を有する文書となり、世界の建設工事市場における契約業務の基幹的文書となることを期待している。

この文書の原案は次回 I T A開催のハンガリー、ブダペストまでに作成することとした。

1-2 Agra 会議での成果 (新提案書) の骨子

1 序論 執筆予定者 ディックス(豪)

この部分では全ての地下建設工事に関する契約書の枠組み全体について記述する。個々の問題点についての枠組み、解決策は個別部分で記述。

2 全体的業務内容の明確な定義 ゲンシエル (独)

契約書に明記すべき条件等の設定

* 関連文書リスト

- * 規定と性能との関連
- * 環境対応
 - ・ 作業時間
- * 適応すべき規格、条件
 - ・ 機密保持
 - ・ 知的情報等の保持に関する規定
 - ・ 品質管理
- 3 全体的業務工程** ロボト (ブラジル)
- 4 支払い条件**
- * 費用変更
 - ・ 建設資材
 - ・ 金利変動
 - ・ 為替変動
 - ・ 指示事項
- * 懲戒及び報奨
- * 品質保証、維持
- * 契約開始
 - ・ 掘進機
 - ・ 前払い
 - ・ 移動、移設
- * 計測方法
- 5 作業全体における責任分担体制の確立** アレックス (ノルウェー)、
マティアス (スイス)
- 6 危険性に関する責任分担** ゲンシエル (ドイツ)
マティアス (スイス)
- * 発注者と請負者
- * 保険
- * 不可抗力
- 7 関係者全員の参加** ディックス(豪)
- * 問題解決
 - ・ 当事者双方の問題解決責任者の設定
 - ・ 管理運営の変更
 - ・ 危険対応策
 - ・ 技術的問題解決
 - ・ 法的问题解決
 - ・ 財務
 - ・ 環境
- * 承認と最終判定
- * 予定期間の設定
- * 最終決定
- * 情報交換
- * 第3者機関の取り扱い
- * 問題放棄
- 8 解決不能の状況** ディックス(豪)
- * 当事者間
- * 第3者機関の介入
- 9 双方にとっての最良策の提示** マティアス (スイス)
- * 最良策であることの証明及び法的正当性
- * 時期の逸失
- * 引渡し内容のリスト
 - ・ 具体的財産

- ・ 関連文書
- * 危険性の引渡し時期

10 紛争解決の順序

ナイト（英）

- * 秘匿
- * 職制
- * 権威付け
- * 時間的制約
- * その他
- * 場所

以上

2. まとめ

I T A アグラ総会ではオープンセッションに契約実務の特集が生まれ、その講演内容と活発な議論に関係者の関心の高さが窺えた。

特に建設工事が活発な各国においては、各国の法的整備の遅れ、発注者側（企業者）の知識経験不足、建設現場でのマネジメント不足、カンントリーリスク、世界的為替変動等々が複雑に相互影響する中で、適正な投下資金の下で、適切な社会資本の整備が要求される一方、請負業者としても適正な利潤を上げる必要性があることは論を待たない。この契約問題はかねてから当事者双方に深刻な問題が各地で発生しており I T A W G 3 が格好の議論の場となってきた。

これ等の議論の場になぜ今まで日本が参加してこなかったかの理由は定かではない。

今回の I T A 総会開催国のインドでも法的整備の遅れ、組織、人脈の複雑さと責任範囲、技術者の経験不足、隣国との政情不安等によってプロジェクト毎、発注者毎に契約条件が異なり契約者双方にとって問題は深刻化しつつある。

加えて双方が経験を蓄積、共有をすることも困難な状況にあるため全体的な改善の見通しを早急にたてる必要に迫られている。

このように契約問題の解消は双方にとって大きな利益を生ずるものであり多くの国が強い関心を抱いている。一方でわが国の多くの企業が海外進出に関心を持っているにも関わらず、海外との契約業務の実態は、一部商社、大手建設会社を除いてあまり知られていない。契約業務の実態は一部わが国の従来の商習慣とは全く異なる部分もあり、この I T A の作業部会情報は海外業務に関心を持つ方々にとっては注視すべき内容であるものと思われる。

以上